

# Q

どんな人が利用できるの

# A

配偶者等の暴力＝ドメスティック・バイオレンスの被害で悩んでいる全ての方の法律的な相談に応じます。

DVは、法律上の配偶者からの暴力だけでなく、事実婚のパートナー、生活の本拠を共にする交際相手、女性から男性への暴力、同性間の暴力も含まれます。また身体に対するものだけでなく、言葉による暴力なども含まれます。例えば、物にあたる・壊す、何を言っても無視する、「誰のおかげで生活できるんだ」「能なし」などと言う、生活費を渡さないこともDVに含まれるのです。

DVに当たるかどうかわからなくても、一度相談してみてください。

# Q

どんな弁護士が担当するの

# A

弁護士会でDVについての専門的な研修を受けた弁護士が相談に応じます。

弁護士の性別や法律事務所の所在地についてご希望があれば、できるだけ配慮します。

## 東京三弁護士会多摩支部

受付電話番号

☎ **042-548-1190**

受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く）

9:30～12:00

13:00～16:30

東京三弁護士会多摩支部ホームページ  
<http://www.tama-b.com>



## その他法律相談を受けている 弁護士の相談窓口

- ◆八王子法律相談センター  
電話番号 **042-645-4540**
- ◆立川法律相談センター  
電話番号 **042-548-7790**
- ◆町田法律相談センター  
電話番号 **042-732-3904**

実際に相談する際には窓口にお問い合せください。

# DV

## ドメスティックバイオレンス

### 法律相談

東京三弁護士会多摩支部では、配偶者等の暴力（ドメスティックバイオレンス「DV」）の問題について、専門の法律相談窓口を開設しています。



初回相談を  
無料化しました

## 東京三弁護士会多摩支部

受付電話番号

**042-548-1190**

受付時間

月曜日～金曜日（祝日除く）

9:30～12:00

13:00～16:30

お気軽にご相談ください  
弁護士は皆さんの秘密を守ります。

# ● 法律相談を受けるまでの流れ

# 1

## 東京三弁護士会多摩支部へ電話をする

(ドメスティック・バイオレンスに関する相談を受けたいと必ずお伝えください。)



# 1



# 2

# 2

## 相談を担当する弁護士の決定

相談を担当する弁護士が決まりましたら、東京三弁護士会多摩支部から弁護士の連絡先をお知らせします。

# 3

## 相談担当弁護士へ直接電話

改めて、相談担当弁護士に直接電話をしてください。その上で、いつ、どこで相談をするかを弁護士と決めてください。



# 3

# 4

## 相談



# 4

### 相談料は??

初回相談は無料です。

継続相談の相談料は30分5,500円(税込)です。具体的支援を要する場合の費用は事案によります。資力がない方のためには、法テラス(日本司法支援センター)による援助制度(継続相談料の援助や弁護士費用の立替)があります。

詳しくは、相談担当弁護士へお聞きください。

